

保育所入所申込(未満児)に関する同意書

下記の記載事項をよくお読みの上、申請時に提出してください。

1. 申込内容が事実と異なる場合や虚偽があった場合は、保育の実施を解除（退所）します。
2. 申込後、家庭状況（氏名、住所、家族構成、就労状況等）に変更が生じる場合は、速やかに保育所又は町民課に連絡してください。
3. 求職活動で入所した場合、勤務先が決定せず3か月以内に就労証明書が提出できない場合は保育の実施を解除（退所）します。
4. 就労先の内定で入所した場合、就労先に就職しなかった場合は保育の実施を解除（退所）します。
5. 妊娠・出産で入所した場合、利用可能期間は出産予定日の産前産後8週を含む月内です。引き続き利用を希望する際は別の理由が必要です。
6. 育児休業からの復職予定として入所した場合、育児休業を取得していた就労先に復職せずに退職した場合は保育の実施を解除（退所）します。
7. 保育料は父母の町民税課税額に応じて算出します。ただし、父母の収入が基準に満たない場合、同居する祖父母等がいる場合は祖父母の町民税課税額で保育料を算定する場合があります。
8. 保育料は登所日数に関わらず、1か月分の保育料がかかります。（月途中の入所者を除く。）毎月の保育料は納付期限までに必ず納入してください。未納が続く場合、保育の継続利用が困難になります。
9. 入所当所は児童が保育所に慣れるまで徐々に保育時間を延ばす「ならし保育」を行います。ならし保育期間中は認定された利用時間に関わらず早いお迎えとなります。
10. 入所後1月以上連絡なく欠席した場合、保育の実施を解除（退所）します。

新地町長 様

上記の記載事項をすべて確認しました。同意の上申し込みます。

令和 年 月 日

住所 新地町

保護者氏名

児童氏名